

瀬戸市債権管理条例をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公平性及び財政の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税に係る債権」という。）をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令との関係)

第3条 市の債権管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（地方公営企業法第8条第2項の規定に基づき管理者の権限を行う市長を含む。第8条及び第10条を除き、以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

(管理計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に管理するため、毎年度管理計画を策定するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、納期限までに納付しない者又は履行期限までに履行しない者（以下「債務者」という。）があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、法第231条の3第2項に規定する延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、前条の規定により債務者に対し督促をしたときは、同条の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（同条の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、同条の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により延滞金の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる当該債権の額に1,000円未満の端数があるとき又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算された延滞金の金額に100円未満の端数があるとき又はその延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(遅延損害金)

第9条 市長は、私債権を履行期限までに履行しない者に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）の徴収について、第7条の規定により債務者に対し督促をしたときは、同条の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する遅延損害

金を徴収する。ただし、遅延損害金を徴収しないものとして別に定めるものは、この限りでない。

- 2 前条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、遅延損害金の減額及び免除、年当たりの割合並びに端数処理について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「納期限」とあるのは「履行期限」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、同条第3項及び第4項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(滞納処分等)

第10条 市長は、強制徴収公債権について、法令の規定によりその徴収を猶予することができる。

- 2 市長は、強制徴収公債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、法令の規定により滞納処分を行わなければならない。

- 3 市長は、強制徴収公債権について、法令の規定により滞納処分による財産の換価を猶予し、又は滞納処分の執行を停止することができる。

(強制執行等)

第11条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付又は履行がされないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条に規定する徴収停止の措置をとる場合、第15条に規定する履行期限を延長する特約又は処分をする場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売そ

の他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第12条 市長は、市の債権（市税に係る債権を除く。次条において同じ。）について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、令第171条の3の規定により、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第13条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたことその他の規則で定める理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、令第171条の4第1項の規定により、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、令第171条の4第2項の規定により、債務者に対し、担保の提供その他の規則で定める必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第14条 市長は、非強制徴収債権で納期限又は履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第15条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に納付又は履行をすることが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に納付又は履行をすることが困難であるた

め、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、当初の納期限又は履行期限後においても、履行延期の特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した延滞金、遅延損害金その他の徴収金（以下「遅延損害金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第16条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした非強制徴収債権について、当初の納期限又は履行期限（当初の納期限又は履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、令第171条の7第1項の規定により、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を免除することができる。

2 前項の規定は、令第171条の7第2項の規定により、前条第1項第5号に掲げる理由による履行期限を延長する特約（この項において「履

行延期の特約」という。)をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第17条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等に係る債権(次項において「非強制徴収債権等」という。)の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権であり、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があるとき。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について前号及び次号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 第11条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められる



とき。

(6) 第14条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(7) 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(個人情報の利用)

第18条 市長は、市の債権管理に関する事務を行うため、実施機関（瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が保有する当該債務者の個人情報（国税通則法（昭和37年法律第66号）第127条及び地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）のうち規則で定めるものについて、当該実施機関の内部又は他の実施機関において、収集した目的の範囲を超えて利用（以下「収集目的外利用」という。）することができる。

2 実施機関は、収集目的外利用に際しては、当該実施機関が取り扱う市の債権の管理に必要な限度において利用するものとし、他の目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(利率等の表示の年利建て移行に関する条例の廃止)

- 2 利率等の表示の年利建て移行に関する条例（昭和45年瀬戸市条例第28号）は、廃止する。

(瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

- 3 瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和27年瀬戸市条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の規定は、この条例の施行の際現に発生している市の債権についても適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パー

セントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年瀬戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促及び <u>遅延損害金</u> ) 第18条 <省略> 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、 <u>瀬戸市債権管理条例(令和元年瀬戸市条例第 号)第9条</u> に規定する <u>遅延損害金</u> の例により計算した金額に相当する <u>遅延損害金額</u> を加算して納付しなければならない。 3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、前項の <u>遅延損害金額</u> を減免することができる。	(督促及び延滞金) 第18条 <省略> 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、 <u>瀬戸市分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和27年瀬戸市条例第15号)</u> に規定する延滞金の例により計算した金額に相当する <u>延滞金額</u> を加算して納付しなければならない。 3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、前項の <u>延滞金額</u> を減免することができる。

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正)

- 8 瀬戸市道路占用料条例(昭和48年瀬戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料の減免) 第7条 <省略> <u>(延滞金)</u>	(占用料の減免) 第7条 <省略>

第8条 法第73条第2項の規定により市が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る占用料が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）に年14.5パーセント（納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しない。

3 市長は、第3条の規定により占用の許可を受けた者が納付すべき期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該占用料に係る延滞金を減免することができる。

(委任)

第9条 <省略>

(委任)

第8条 <省略>

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

9 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とす

る。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

10 瀬戸市公共用物の管理に関する条例(平成5年瀬戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(占用料等の減免) 第10条 <省略> <u>(延滞金)</u> 第10条の2 <u>延滞金については、瀬戸市債権管</u> <u>理条例(令和元年瀬戸市条例第 号)に定める</u> <u>ところによる。</u>	(占用料等の減免) 第10条 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

11 瀬戸市河川管理条例(平成12年瀬戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(流水占用料等の免除) 第8条 <省略> <u>(延滞金)</u> 第9条 <u>法第74条第5項の規定により市が徴収</u> <u>することができる延滞金は、当該督促に係る流</u> <u>水占用料等が1,000円以上である場合に徴</u> <u>収するものとし、その額は、納付すべき期限の</u> <u>翌日から流水占用料等の納付の日までの日数に</u> <u>応じ、流水占用料等の額(1,000円未満の</u> <u>端数金額は、切り捨てる。)に年14.5パー</u>	(流水占用料等の免除) 第8条 <省略>

<p><u>セント（納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて得た金額とする。</u></p>	
<p>2 <u>前項の延滞金に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しない。</u></p>	
<p>3 <u>市長は、占用等の許可を受けた者が納付すべき期限までに流水占用料等を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該流水占用料等に係る延滞金を減免することができる。</u></p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第10条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第9条 &lt;省略&gt;</p>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

12 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市河川管理条例第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。